装管調第１４１４５号
２９．１０．１９

陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長
海上幕僚監部装備計画部装備需品課長
航空幕僚監部装備計画部装備課長
防衛装備庁調達事業部輸入調達官　殿

防衛装備庁調達管理部調達企画課長
（公印省略）

有償援助により調達する調達品等又は計算書の不具合に係る合衆国政府に対する是正措置要求の速やかな実施及び期限の遵守について（通知）

「有償援助による調達の実施に関する訓令」（昭和５２年防衛庁訓令第１８号）第２０条及び第２３条に基づき、有償援助による調達において受領した調達品等に不具合がある場合には、合衆国政府に対する是正措置の要求の措置を、合衆国政府から送付された計算書に誤り又は疑義がある場合には、合衆国政府に対する是正措置の要求又は説明の要請の措置を、それぞれ速やかに行うよう、貴職から関係職員に対して周知されたい。

また、合衆国政府に対する是正措置の要求の措置をとる場合には、引合受諾書の標準条項5.4項に記載のある下記の期限に十分留意するよう、貴職から関係職員に対して周知されたい。

記

引合受諾書の標準条項（STANDARD TERMS AND CONDITIONS）5.4項の規定を踏まえ、

1　合衆国政府による調達品等の出荷又は所有権移転があったときからいずれか早い方の１年以内（役務にあっては、予定の提供期間の終了から１年以内）。
　ただし、合衆国政府が、隠れたるかしとして認められる正当な理由があると考慮するに及ぶやむを得ない事情があると判断される場合は、この限りではない。

2　調達品等（これを構成する品目を含む。）の未出荷又は未受領であって、予定の出荷の日又は（計算書による）最初の請求があった時からいずれか遅い方の１年以内。

別添：引合受諾書　標準条項（STANDARD TERMS AND CONDITIONS）5.4項
配布区分：陸上自衛隊補給統制本部装備計画部装備計画課長
　　海上自衛隊補給本部管理部有償援助調達課長
　　航空自衛隊補給本部計画部調達課長

別添

引合受諾書の標準条項（STANDARD TERMS AND CONDITIONS）5. 4 項（本通知に関連する部分抜粋。日本語は仮訳）

5.4 The Purchaser agrees to accept DD Forms 645 or other delivery documents as evidence that title has passed and items have been delivered.
購入国は所有権が移転し、かつ、品目が出荷された証拠として国防省様式645 又はその他の出荷関連文書を受理することに同意する。

Title to defense articles transported by parcel post passes to the Purchaser at the time of parcel post shipment.
郵便小包によって輸送される防衛物品の所有権は郵便小包発送時に当該購入国に対し移転する。

Standard Form 364 (Supply Discrepancy Report (SDR)) will be used in submitting claims to the USG for overage, shortage, damage, duplicate billing, item deficiency, improper identification, improper documentation, or non-shipment of defense articles and non-performance of defense services.
標準様式 364 （不具合報告書（SDR））は、過不足、損傷、重複請求、不具合品目、不適切な表示、不適切な証書、又は防衛物品の未出荷、及び防衛役務の未遂行に関し合衆国政府に対する異議の申し立てを提出する際に使用する。

The Standard Form 364 will be submitted promptly by the Purchaser.
標準様式364は購入国によって速やかに提出されなければならない。

The USG will disallow any claim, including a claim for shortage or nonperformance, received more than 1 year after delivery or more than 1 year after passage of title to the defense articles, whichever comes first, or received more than 1 year after the end of the scheduled period of performance for defense services, unless the USG determines that unusual and compelling circumstances involving latent defects justify consideration of the claim.
合衆国政府は、出荷後１年以上若しくは物品の所有権移転後１年以上のうちどちらかが最初に到来している、又は計画された役務の履行の終了から１年以上経過している場合に受けた不足又は役務の不履行に関する異議の申立てを含むいかなる異議の申立ても却下する。ただし、合衆国政府が、隠れたかしを含むやむを得ない事情により異議の申立てを考慮することが妥当と判断した場合にはこの限りではない。

Claims for non-shipment or non-receipt of an entire lot will be disallowed by the USG if such claims are received more than 1 year after the scheduled delivery date or initial billing, whichever is later.
一つの完全なロットの未出荷又は未受領に関しては、予定の出荷の日又は最初の請

求の日の、いずれか遅いほうから１年以上後に受け取られた異議申立ては合衆国政府によって却下される。

The Purchaser agrees to return discrepant articles to the USG's custody promptly in accordance with any direction provided by the USG.
購入国は合衆国政府のいかなる指示にも従って不具合物品を速やかに合衆国の管理下に返送することに同意する。

The Purchaser may submit SDRs for documentation purposes regardless of the dollar value, but only SDRs valued at $200 or more will be reviewed for possible compensation regardless of the type of discrepancy.
購入国は文書化の目的のために価格に関わらず不具合報告書を提出することができるが、不具合の種類を問わず、200ドル以上の不具合報告書しか補償のための審査を行わない。

This minimum value includes the value of the item plus any transportation and handling costs.
この最低金額は、品目の金額及び輸送費、取扱費用を含む。